

## 第9期 葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）に関する区民の主な意見と区の方針

【取扱いについて】 ◎：計画案に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	項目	意見の要旨	取扱い	区の方針
<b>身近な相談場所に関すること</b>				
1	第2章 高齢者を取り巻く状況 5 高齢者総合相談センター	身近に相談できるところを増やして下さい。 (同様意見 1件)	○	現在、高齢者の身近な相談場所として、区役所内の福祉総合窓口・くらしのまるごと相談窓口のほか、区内を7つの地域に区分し、1地域内に2か所、区内計14か所の「高齢者総合相談センター」を設置しております。 高齢者総合相談センターでは、来所による窓口相談、電話による相談のほか、内容によっては、相談者のご自宅に伺っての相談も行っております。 今後も高齢者の身近な相談場所としての「高齢者総合相談センター」の周知に努めるとともに、高齢化の進展や複雑化・複合化したニーズなどへの対応を踏まえ、高齢者総合相談センターの体制整備を検討してまいります。
<b>介護予防に関すること</b>				
2	第3章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいき暮らす 施策の方向性3 高齢者がかがやく活動の推進	葛飾区内でどの地域に、どのような内容の介護予防事業があるのかが分かる冊子のようなものがあると良いなと感じています。	△	区では、平成30年度に7つの日常生活圏域毎に作成した「地域を楽しむ！葛飾区シニア活動マップ」の掲載情報（地域毎に活動する団体の情報）を更新し、冊子での配布及び区ホームページでの公開を予定しています。
3	第3章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいき暮らす 施策の方向性3 高齢者がかがやく活動の推進	介護予防の活動者同士の交流の場があれば、相互の協力が可能とも思えます。	△	介護予防の活動者同士の交流の場については、今後、圏域毎に自主グループ同士が連携しやすい環境づくりを進めてまいります。
4	第3章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいき暮らす 施策の方向性3 高齢者がかがやく活動の推進	自主グループの参加支援とありますが、具体的に記述して欲しい。	△	自主グループが継続的に活動でき、活動への参加が増加（向上）するように支援していく必要があると認識しています。自主グループへの支援はグループ毎に手法が異なるものと考えており、今後、自主グループ毎にご意見を聴きながら具体的な手法を検討してまいります。
5	第3章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいき暮らす 施策の方向性3 高齢者がかがやく活動の推進	65歳健康寿命の表に、平均寿命と要支援1の平均障害期間（年）の数値も表記したらどうか。	◎	ご意見を踏まえ、計画書に反映いたします。

【取扱いについて】 ◎：計画案に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

6	<p>第3章 施策の展開 基本目標1 健康でいきいき暮らす 施策の方向性3 高齢者がかがやく活動の推進</p>	<p>65歳健康寿命の出典について、東京都福祉保健局とあるが、東京都保健医療局に変更になったのではないか。</p>	△	<p>各自治体の計画等において、東京都がこれまで算出・公表している65歳健康寿命を利用する際は、出典を「東京都福祉保健局」として明記することとなっております。</p> <p>なお、ご意見にありますように、令和5年7月の組織改正に伴い「福祉局」と「保健医療局」が発足しております。</p>
<b>認知症施策に関すること</b>				
7	<p>第3章 施策の展開 基本目標2 いつまでも安心して暮らす 施策の方向性2 認知症高齢者施策の充実</p>	<p>小中学校での教育の場での知識や理解の普及も視野に、地域（町会など）の認知症への知識や身近な対応の理解の普及・啓発の機会を意識的に設けてほしい。</p>	○	<p>区では、認知症に関する正しい知識や理解を持ち、地域で認知症の方やその家族を手助けする「認知症サポーター」を養成する講座を区内全域で開催し、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒など様々な方に受講していただいております。今後も幅広い世代に対して認知症の普及・啓発を推進し、認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでまいります。</p>
8	<p>第3章 施策の展開 基本目標2 いつまでも安心して暮らす 施策の方向性2 認知症高齢者施策の充実</p>	<p>認知症事業の充実の記述と▽以下の説明が重複しているのではないか、▽以下の文章のほうが分かり易いのでうまく組み合わせるかどうか。</p>	◎	<p>ご意見を踏まえ、計画書に反映いたします。</p>
<b>住宅に関すること</b>				
9	<p>第3章 施策の展開 基本目標2 いつまでも安心して暮らす 施策の方向性1 在宅生活を支えるサービスの充実</p>	<p>高齢者というだけで、アパートを借りるのが難しい現実があります。計画にも書いてありますが、高齢者向け住宅をつくる、アパートなどの借り上げを行い、希望する高齢者が入居できるよう願うものです。家賃は安くお願いしたいです。低年金者や無年金者など所得の低い者が入れないということはないようにしていただきたい。</p>	○	<p>高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、今後も民間賃貸住宅における住み替え支援事業や、家賃債務保証料の助成事業などの支援策を推進してまいります。また、住宅確保要配慮者の入居を専用とするセーフティネット専用住宅制度について、区に適した制度の検討を推進してまいります。</p>
<b>災害や犯罪に関すること</b>				
10	<p>第3章 施策の展開 1 基本理念と基本目標</p>	<p>基本目標2 いつまでも安心して暮らす 「……。さらに、高齢者が安心して暮らせるために、災害や犯罪に対する備えを地域ぐるみで進め、“いつまでも安心して暮らすまち”を目指します」 その中には行政もはいつている事を明確にするため、地域と行政が一体となりとしたらどうか。</p>	◎	<p>ご意見を踏まえ、計画書に反映いたします。</p>

【取扱いについて】 ◎：計画案に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

11	<p>第3章 施策の展開 基本目標3 ともにつながるやさしいまちで暮らす 施策の方向性1 支え合いの地域づくり</p>	<p>正月に起きた能登地震、区も他人ごとではないはずですが。首都直下地震（南海トラフ地震も）の可能性も長くいわれています。高齢者は地震による死亡、災害関連死が多いと聞いています。区でもしっかり対策をしていただきたいです。とりわけ、区内の小学校・中学校の耐震補強を行ない、高齢者の避難所としても使えるようにすることが求められていると考えます。また、能登地震の報道等から食料や燃料などの備蓄（1週間程度）も必要かと考えます。</p>	<p>△</p> <p>区では地震時に自宅での被災を減らすため、住宅の耐震診断や工事助成のほか、高齢者や障害者世帯を対象とした家具転倒防止器具取付支援補助金制度やガラス飛散防止フィルム取付補助金制度を実施しております。また、近年の地震災害時に多い電気火災を未然に防ぐため、感震ブレーカーの設置補助事業を行っております。</p> <p>区立の小中学校の耐震性に関しては、法改正のあった昭和56年以前の旧耐震基準により建築された全ての校舎について、耐震診断を行い、耐震性の弱いものは耐震補強工事を実施しております。</p> <p>災害時の備蓄については、内閣府や東京都から個人では最低3日、出来れば1週間分の備えをいただくよう呼びかけられておりますが、区でも第一順位避難所にあたる学校避難所をはじめとした施設に食料や飲料水、毛布等の生活用品の備蓄を進めております。また、発災時には東京都などからプッシュ型で物資の配分が計画されているとともに、配分された物資を円滑に学校避難所に配分できるよう、閉塞された道路の啓開や避難所の設備点検、運搬などを民間の事業者と防災協定を締結することで対応できるよう進めております。</p>
<p><b>介護保険施設の整備に関すること</b></p>			
12	<p>第3章 施策の展開 基本目標4 いつまでも安心して暮らす 施策の方向性1 介護サービスの基盤整備</p>	<p>特養をもっと沢山つくってください、今のままでは、介護保険料を支払うばかりで、サービスを受けられるかどうかわかりません。年金は上がらないのに、介護保険料ばかり上がるのは納得いきません。もっと弱者によりそう制度であってほしいと思います。 (同様意見 1件)</p>	<p>△</p> <p>第9期介護保険事業計画では、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活を送ることができるよう在宅介護の取組を強化するとともに、在宅での生活が困難な方が必要な施設サービスを受けることができるよう、介護人材の確保・定着に向けた支援に取り組みます。また、特別養護老人ホームのショートステイ床の特養床への転用を呼びかけることで、区内全体の特養床の増を図ってまいります。</p> <p>今後も、高齢者介護施設の中長期的な需要等を総合的に勘案し、必要な施設サービスを計画に位置付けてまいります。</p>
<p><b>介護人材確保・定着に関すること</b></p>			
13	<p>第3章 施策の展開 基本目標4 いつまでも安心して暮らす 施策の方向性1 介護サービスの基盤整備</p>	<p>保険事業が継続できるよう介護職の人たちに支援して下さい。 (同様意見 1件)</p>	<p>○</p> <p>現在、介護の資格取得にかかる費用の補助や事務負担を軽減するための業務のICT化の補助を行っています。第9期では、これまでの事業を拡大・充実するとともに、家賃助成や介護ロボットの導入費助成等の実施を検討してまいります。</p>

【取扱いについて】 ◎：計画案に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

介護サービスに従事する職員の処遇に関すること				
14	第3章 施策の展開 基本目標4 いつまでも安心して暮らす 施策の方向性2 介護サービスの質の向上	介護サービスに従事する職員の処遇の改善等に関する意見 (同様意見 4件)  【主な意見】 ・介護をしている方達の労働条件を是非改善してほしいと思っています。 ・介護職の人たちの労力に対して給料が低すぎます。もっと支援をして下さい。	△	介護サービスに従事する職員の処遇の改善等につきましては、現在、一定の条件を満たす事業者に対して、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された「介護職員処遇改善加算」や「介護職員等特定処遇改善加算」などがございますが、これらは来年度以降一本化される見込みとなっております。 また、来年度には東京都が介護職員等を対象とする手当制度を創設する見込みとなっており、今後も引き続き国や都の動向を注視してまいります。
介護サービスの利用に関すること				
15	第3章 施策の展開 基本目標4 いつまでも安心して暮らす 3 保険者機能の強化	どういうときに介護保険が使えるのかわかるように宣伝して下さい。 (同様意見 6件)	○	介護保険の制度やサービスの内容については、区役所や区民事務所などの窓口で案内の冊子を配布しているほか、区のホームページでもご覧いただくことができます。 また、お近くの高齢者総合相談センターでのご案内もしておりますので、お気軽に相談ください。
16	第3章 施策の展開 基本目標4 いつまでも安心して暮らす 3 保険者機能の強化	在宅で介護を受けられるように経済的負担の軽減について、考慮してほしい。	○	介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額は、法令の定めにより、原則としてサービス費用の1割(一定以上所得者の方は2割又は3割)となっております。 また、介護保険の利用者負担額が一定の金額を超えた場合に、超過分を支給する「高額介護（予防）サービス費」や「高額医療合算介護（予防）サービス費」制度があり、利用者の負担軽減が図られております。
介護保険料に関すること				
17	第4章 介護サービス等の見込み及び介護保険料の算定 2 介護保険料の設定	介護保険料の引き上げ反対に関する意見 (同様意見 9件)  【主な意見】 ・物価に見合った保険料の算定にして欲しいと強く希望します。 ・保険料の値上げはしないで下さい。 ・年金生活者にとって、これ以上の値上げは困ります。値上げに反対。	○	介護保険料は、3年間の計画期間中における被保険者数と介護認定者数の推移、各種介護サービス費などを推計して基準額を設定しています。 高齢化の進展に伴い介護サービスを利用する方が年々増加（後期高齢者の増加と要介護認定者の増加）しているなか、介護保険施設数の増加等、介護サービスの充実による介護給付費の増額を見込み、第9期介護保険料の基準額を素案では7,200円～7,500円と見込んだところです。 一方で、介護給付費準備基金の更なる取り崩しや、所得に応じてご負担いただく介護保険料の基準額に対する割合の見直しをすることなどにより、介護保険料の引き上げ額の抑制を図ります。